

「東大和市公園等再整備・管理運営方針(案)～パーク・グラデーションの実現に向けて～」に  
係るパブリックコメントの結果について

「東大和市公園等再整備・管理運営方針(案)～パーク・グラデーションの実現に向けて～」について  
パブリックコメントを実施したところ、次のとおりの結果となりました。

1 提出した市民等の数及び提出された意見の数

3人 8件

2 意見の提出期間

令和7年11月17日（月）から令和7年12月19日（金）まで

3 提出された意見内容及び市の考え方

提出されたご意見の内容及び市の考え方は、以下のとおりです。

提出者	番号	意見の内容	市の考え方
1	1	「多彩な公園」を目指すのであれば、清原中央公園のような「裸足で土や芝を踏んで遊べる公園」が増えたらいいなと思っております！「遊具があるから多彩」ではなく、「なんでも出来そうな公園」「遊具がなくても、自分で遊びを作れる公園」であれば理想なのですが…。ただの平坦な芝土ではなく、起伏があったり小さな山があると尚いいなあと。イベントを開催しやすい印象を持たせれば、当日限定で遊具を増やせたり出来たりすれば多彩で自由な公園になりそうだなど考えてみたりです。	本方針(案)の策定に当たり、市民団体等へのヒアリング、小学校でのワークショップ、イベントにおける公園投票等によって意見聴取した中で、同様のご意見がありました。 今後もいただいたご意見等を踏まえ、多彩で自由度の高い公園の実現について検討してまいります。
2	1	市内の公園や緑地は「市民の共有財産」であり、気候危機対策の見地から言えば「人類の共有財産」と言っても過言ではありません。特に狭山丘陵は、旧石器時代後期から東大和市をはじめとした周辺自治体の歴史に深く関わっており、狭山緑地の整備にあたっては、狭山丘陵の歴史や景観・自然を損なわないことを大前提とすべきです。市のホームページにも「狭山緑地は、植物や昆虫	市立狭山緑地における豊かな自然環境は、市の貴重な資源であり、大きなノビシロの一つであると考えております。こうした資源に、レクリエーションや飲食などの活用の要素を添えることで、環境と賑わいが両立した新たな魅力を創出し、未来につながる力を生み出すものと考えております。 P17「5 パーク・グラデーション実現の進め方」の「パーク・グラデーション実現

		<p>類、鳥類などが身边に観察できる貴重な緑地です。」「市民を始めとし、やすらぎの場、憩いの場として広く活用されています。」と紹介されています。</p> <p>しかし、「東大和市公園等再整備・管理運営方針（案）」では、東大和市に賑わいを創出するために、狭山緑地を拠点公園に位置づけ、「遊び体験の場づくり」や「アウトドア施設の整備」を図ろうとしています。「市内外の人たちのやすらぎの場、憩いの場」として機能していた狭山緑地を、集客力のあるプレーパーク（冒険遊びの出来る人工広場）に変えようとしている、と言わざるをえません。巨大なアウトドア施設の設置ではなく、狭山丘陵の歴史と自然、景観と調和させたかたちで、ベンチや東家（あずまや）、トイレ、水飲み場の整備と現在ある遊具の更新を行い、引き続き「市内外の人たちのやすらぎの場、憩いの場」として活用することを提言します。</p>	<p>に向けて」に記載のとおり、市立狭山緑地は市のシンボルとなり得る「拠点となる公園」であるとともに、P11「4 パーク・グラデーションの実現に向けた取り組み」の「STEP1.公園タイプの設定の取り組み」における「にぎわい公園」として位置付けております。</p> <p>「にぎわい公園」として位置付けた市立狭山緑地は、P9の「4 パーク・グラデーション実現に向けた取り組み」の「ストックと魅力の充足に向けた広域エリアの設定」に記載の北部エリアのエリアテーマ「自然とふれあい、遊びと学びを楽しむ公園エリア」に沿ったテーマを有する公園としております。</p> <p>いただいたご意見等を踏まえ、狭山丘陵の歴史や景観・自然を活かしながら、市立狭山緑地を魅力ある市のシンボルとなるよう検討を進めてまいります。</p>
3	1	<p>1. 緑の基本計画(平成31年3月)との関係について</p> <p>平成31年策定の第2次東大和市緑の基本計画(以下「緑の計画」といいます)は、平成40(2028)年までの計画とされています。この計画のもと策定される東大和市公園等再整備・管理運営方針(案)(以下「本案」といいます)は、緑の計画との整合性が求められるものと考えます。しかしながら、本案には、緑の計画における狭山丘陵に関する位置づけや評価を十分に踏まえていないと思われる記述・計画・方向性が見られます。</p> <p>狭山丘陵について、緑の計画では、都市環境を保全する機能を持つ地域として、①狭山丘陵における各種法規制の維持、②効果を踏まえた保全制度活用の検討、③利活用施設の整備の重点化(絞り込み)、④市民協働の普及・啓発の一層の推進が市の課題とされています。また、「狭山丘陵の緑は、各種法規制によって保全され、緑の量・質ともに市民の満足度は高く、市民協働による管理や環境教育活動等も進んでいます。しか</p>	<p>本方針(案)の策定に当たり、市立狭山緑地の自然環境や動植物の生態系に十分配慮しつつ、野鳥観察や子どもたちが遊びながら学べる場の創出なども選択肢の一つとして、多様な利用目的に対応した再整備・管理運営を検討していくこととしているなど、第2次東大和市緑の基本計画(平成31年3月)との整合性を図っております。併せて、市立狭山緑地が本来有する自然環境の価値や特性を損なうことなく、そのポテンシャルをより一層引き出すことを目指しております。</p> <p>今後も、市民、自治会、市民団体など地域の関係者との継続的かつ丁寧なコミュニケーションを図り、寄せられたご意見を踏まえ、市立狭山緑地を魅力ある市のシンボルとなるよう検討を進めてまいります。</p>

		<p>し、野鳥観察施設や野草園等の整備が進んでいません。狭山丘陵の緑の管理や資源の活用が重要であると考える市民が多く、さらなる取り組みが求められています」と評価されています。</p> <p>一方、本方針では、狭山緑地について、総合公園である上仲原公園と同等の「にぎわい公園」とし、市外からの利用を促進する公園と位置づけています。この方針と同様の視点により先行して計画された狭山緑地フィールドアスレチック改修事業では、大型のローラースライダー等の設置予算が計上されました。この計画について、地域住民の多くが事前に十分な説明を受けておらず、狭山緑地の自然環境を大切にしている隣接住民の中には、今後の環境への影響について強く懸念する声があります。</p> <p>つきましては、狭山緑地については、緑の計画の認識を踏まえ、法規制を遵守することを前提とした野鳥観察施設、野草園等の整備、市民協働の普及・啓発の推進の観点から計画を進めていただきたいと考えます。</p>	
3	2	<p>2. 都市マスタープラン(令和7年3月)との関係について</p> <p>都市マスタープラン(以下「プラン」といいます)では、狭山緑地やその周辺について、「市民が誇りに思い心豊かに過ごせる地域資源を活用した魅力の創出」を基本目標として、「フィールドアスレチックや郷土博物館、自然環境と調和した飲食・物販店舗などが立地し、市内外の人々が一日楽しく過ごしています」という将来イメージが示されています。これは、緑の計画が示した野鳥観察施設や野草園等の整備など、法規制を前提とした自然環境の保全、利活用施設の整備の重点化(絞り込み)等の方針とは異なる方向性ではないかと懸念されます。本方針もプランを踏まえているものと思われますが、限られた面積の中で「にぎわい」の創出と豊かな緑の保全を両立させることは課題が多いと考えます。緑の計画に立ち返った再検討をお願いいたします。</p>	<p>市立狭山緑地における豊かな自然環境は、市の貴重な資源であり、大きなノビシロの一つであると考えております。こうした資源に、レクリエーションや飲食などの活用の要素を添えることで、環境と賑わいが両立した新たな魅力を創出し、未来につながる力を生み出すものと考えております。</p> <p>今後も、東大和市都市マスタープラン(令和7年3月改定)等の関連計画との整合を図りながら、市立狭山緑地を魅力ある市のシンボルとなるよう検討を進めてまいります。</p>

3	3	<p><b>3．都立公園との連携について</b></p> <p>本方針には、市内の公園面積の半分以上を占める都立公園が果たしている役割についての記述が見られません。また、都立公園との連携について、十分に考慮されていないように思われます。緑道と公園との連携が不十分との現状認識があるのであれば、都立狭山公園を起点とし、都立東大和公園、二つ池公園、狭山緑地へと続く緑道整備を含む計画の策定をお願いいたします。加えて、都立狭山公園に隣接する都水道局用地を活用した飲食施設の設置などによる「にぎわい」の創出について、東京都に働きかけていただくことをご検討いただければと思います。</p>	<p>都立公園との連携については、公園等の再整備・管理運営において、重要な検討事項の一つであると認識しております。具体的な連携内容などは、今後、計画策定の中で検討してまいります。</p>
3	4	<p><b>4．実施手法について</b></p> <p>地域に身近な公園の維持管理については、近隣住民の理解と参加が重要であると考えます。見直しとなった狭山緑地フィールドアスレチック改修事業については、近隣住民や自治会への事前説明や意見聴取の機会がありませんでした。このような進め方は、住民との協働の基盤を損なう可能性があります。また、計画が住民生活にどの程度の影響を及ぼすかを把握し、必要な対策を講じることは、自治体の責務であると考えます。市外からの来訪者を呼び込み「にぎわい」を目指すのであれば、なおさら近隣住民の理解と協力が不可欠です。豊かな自然環境に魅力を感じて生活している住民の生活環境が、自治体の施策によって損なわれるこのないよう、計画段階から近隣住民の意見を丁寧に聴取していただくことをお願いいたします。</p>	<p>近隣住民の方の理解と参加については、公園等の再整備・管理運営において、市も重要であると認識しております。</p> <p>そのため、本方針（案）の策定に当たり、市民団体等へのヒアリング、小学校でのワークショップ、イベントにおける公園投票等を実施するなど、多くの市民の皆様からご意見等を丁寧に聴取してまいりました。</p> <p>今後も、計画策定に向けて、ヒアリング等を実施してまいります。</p>
3	5	<p><b>5．維持管理予算について</b></p> <p>本方針では、公園の維持管理予算が年々増加していることが課題として挙げられています。一般会計の0.5%程度(約2億円)の予算は、特に過大なものとは考えられません。むしろ、本計画により狭山緑地を整備した場合には、さらに多額の予</p>	<p>P5「2 公園等の現状」の「現状③ 公園等の維持管理」における「年間の公園等維持管理費用と面積」の表のとおり、公園等の維持管理費用は年々増加しており、持続可能な管理運営等が課題であると認識しており、限られた財源を効果的・効率的に活用していくこととしております。</p>

		<p>算が必要となることが予想されます。特にPARK-PFI方式を採用する場合には、収益性がより重視され、豊かな緑の保全とのバランスを失することが強く懸念されます。狭山緑地については、近隣住民等の協力を最大限生かした維持管理の仕組みの検討をお願いいたします。</p>	<p>また、市立狭山緑地については、本来有する自然環境の価値や特性を損なうことなく、そのポテンシャルをより一層引き出すことを目指しつつ、魅力ある市のシンボルとなるよう検討を進めてまいります。</p>
3	6	<p>6. まとめ 「にぎわい」を創出する公園は、総合公園である上仲原公園に重点を置き、狭山緑地については緑の計画に基づき、オオムラサキをはじめとする多様な生物が生育する緑豊かな自然環境の保全を最優先とした計画の策定をお願いいたします。</p>	<p>P 1 1 「4 パーク・グラデーションの実現に向けた取り組み」の「S T E P 1. 公園タイプの設定の取り組み」に記載のとおり、「にぎわい公園」は市内唯一の魅力があり、市のシンボルとなる公園として位置付けられます。</p> <p>また、「にぎわい公園」として位置付けた市立狭山緑地については、P 9 の北部エリアのエリアテーマ「自然とふれあい、遊びと学びを楽しむ公園エリア」に沿ったテーマを有する公園となるよう検討を進めてまいります。</p>